

## 議案第7号

### 高根沢町公文書管理条例の一部改正について

高根沢町公文書管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町公文書管理条例の一部改正の概要について

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正、高根沢町情報公開条例の制定、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 10 年高根沢町条例第 1 号）の廃止に伴い、高根沢町公文書管理条例における引用規定等を整理するため、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 用語の定義に係る引用規定の改正

ア 不開示情報

引用元を、廃止となる「高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例」の規定から、新規制定する「高根沢町情報公開条例」の相当規定に改めます。（第 7 条）

イ 個人情報

引用元を、廃止となる「高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例」の規定から、「個人情報の保護に関する法律」の相当規定に改めます。（第 11 条第 3 項）

(2) 特定歴史公文書の利用請求に対する利用除外情報の改正

利用除外情報について、廃止となる「高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例」の規定から、新規制定する「高根沢町情報公開条例」の相当規定に改めます。（第 12 条）

区分	改正後 (高根沢町情報公開条例第7条)	改正前 (高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第6条)
ア	第 2 号 (個人に関する情報)	第 1 号 (個人に関する情報)
イ	第 1 号 (法令秘情報) 第 3 号 (法人等に不利益を与えるおそれのある情報・非公開条件付情報)	第 2 号 (法人等に不利益を与えるおそれのある情報) 第 7 号 (法令秘情報) 第 8 号 (非公開条件付情報)
ウ	第 4 号 (国等との協力関係等に関する情報) 第 7 号 (公共の安全秩序に関する情報)	第 3 号 (国等との協力関係等に関する情報) 第 6 号 (公共の安全秩序に関する情報)

3 施行日 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日

高根沢町公文書管理条例の一部を改正する条例

高根沢町公文書管理条例（平成29年高根沢町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(簿冊管理簿)</p> <p>第7条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（<u>高根沢町情報公開条例（令和5年高根沢町条例第 号。以下「情報公開条例」という。）</u>第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。</p>	<p>(簿冊管理簿)</p> <p>第7条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（<u>高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号。以下「情報公開条例」という。）</u>第6条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。</p>
<p>(特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第11条</p> <p>3 町長は、特定歴史公文書に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)</p>	<p>(特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第11条</p> <p>3 町長は、特定歴史公文書に個人情報（<u>情報公開条例第2条第4号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)</p>
<p>第12条</p> <p>(1)</p> <p>ア <u>情報公開条例第7条第2号</u>に掲げる情報</p> <p>イ <u>情報公開条例第7条第1号又は第3号</u>に掲げる情報</p>	<p>第12条</p> <p>(1)</p> <p>ア <u>情報公開条例第6条第1号</u>に掲げる情報</p> <p>イ <u>情報公開条例第6条第2号、第7号又は第8号</u>に掲げる情報</p>

ウ 情報公開条例第7条第4号又は第  
7号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第6条第3号又は第  
6号に掲げる情報

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。